

# 内蔵寮の進上木簡

古尾谷 知浩

## はじめに

本稿は奈良国立文化財研究所が行つた平城宮第二七四次調査で出土した内蔵寮からの物資進上に関わる木簡について検討を行い、その機能を考えようとするものである。

先に、筆者は内蔵寮をはじめとする天皇の家産制的官司について考察を行つたが、この木簡は、奈良時代において内蔵寮が実際に行った活動の一端を示す史料として貴重なものであると考える。しかし、これから論じるように、この木簡は水流のある溝から出土したもので、廃棄元は特定できない。従つて、木簡の文面からうかがえることの木簡の作成主体すなわち内蔵寮から、木簡がどこにもたらされ、最終的にどこで保管されて廃棄されるに至ったかを、文書の発信主体を出発点に文書の授受関係を考える様式論から追求することは困難である。また、そうである以上、木簡の内容を出発点に考察を進めるのも同様に困難と言わざるを得ない。そこで、逆に出土位置か

ら木簡の果たした機能を検討しながら、時間を遡らせる形で考察を進める必要がある。その機能については様々な想定ができるが、出土位置から考えて物資進上に關わる木簡が果たした二次的な機能を示唆している可能性があつて、今後同種の進上木簡を考える上で一つの視点を提示できると思われる。

こうした観点から論を進めることとするが、最初に、この木簡そのものの出土遺構の検討と、関連する他の遺構から出土した木簡群の概観を行うこととする。次いで、文書の様式論の観点も含めて内容の検討を行い、最後にこれをふまえて様式論、内容論と機能論とを結びつけて考えてみたい。

## 一 内蔵寮の進上木簡の出土遺構

本稿で取り上げようとする木簡の跋文は、次に掲げるようなものである。<sup>(1)</sup>

内蔵寮の進上木簡(古尾谷)



内藏寮の進上木簡

内藏出絶十四匹 上総布十端 糸卅匁

(段カ)

凡布十端

布四十匁 右依内侍牒進

長202mm 幅32mm 厚1mm 011型式

これは、奈良国立文化財研究所による平城宮第一七四次調査で検

出したSD一七六五〇と称する東西溝から出土したものである。この木簡の果たした機能について考える前提として、出土遺構について概観しておく。平城宮第二七四次調査は、平城宮の東南隅に近い部分で東面大垣を含む約一八〇〇m<sup>2</sup>を発掘したものである。主な検出遺構は東面大垣SA四三四〇、大垣の西側を南流する宮内の基幹排水路SD三四一〇、大垣の東側を南流し、宮の東面外堀を兼ねる

東一坊大路西側溝SD四九五一である。この両溝からも大量の木簡が出土したが、当該木簡が出土したのはSD三四一〇から分かれ、SA四三四〇を開渠の形でつけてSD四九五一に注ぐ東西溝SD一

SD一七六五〇において、木簡は大垣の東を中心にして計一〇四六点（内削屑九四四点）出土している。これらの内には養老、神龜の年紀を持つものがあり、他に郡里制下の地名を持つ荷札、郡郷里制または郡郷制下の荷札もみられる。内容的には廾、菅の進上木簡、大倭国（倭國）の進稻に関する木簡、「中務省解」と記した削屑、そして当該の内藏寮の進上木簡などがある。

これらの木簡は宮内のSD三四一〇から流出してきた可能性も、外側のSD四九五一から逆流してきた可能性もある。そこで、この木簡の廃棄元を考えるために、この両溝の上・下流を含めて出土

木簡を検討しなければならない。幸い、この東面大垣の付近から、平城宮東張出部西辺にかけての地区を南流する溝については、一定の調査の蓄積があるので、これら全体を通して出土木簡を検討してみたい。

## 二 平城宮東張出部西辺の南北溝

以下、問題になる溝を上流域から調査次数ごとに述べることにする。

(一) SD三四一〇に合流すると思われるもの

①第二五九次調査（城三二）

東西溝SD一一六〇〇

これは造酒司推定地の南面築地堀の南を東西に走る宮内道路の南側溝である。幅約五m、深さ約一mの規模の素掘り溝で、西流する。木簡は計一八〇八点（内削屑二四五九点）出土した。年紀を持つものは、別の溝から混入した可能性のある天平十四年（七四二）の一点を除くと、他は宝亀四年（七七三）から延暦三年（七八四）に収まる。内容をみると、文書木簡が多いことが指摘できる。この文書木簡は二群に分けられる。第一のものは春宮坊に対してその被管官司である主膳監や主馬署から出された宿直報告を中心とする解である。伴出木簡にみえる人名から推定すると、後に桓武天皇となる山部親王の春宮坊に関わる可能性が最も高い。複数の被管官司の解が

内藏寮の進上木簡（古尾谷）

三

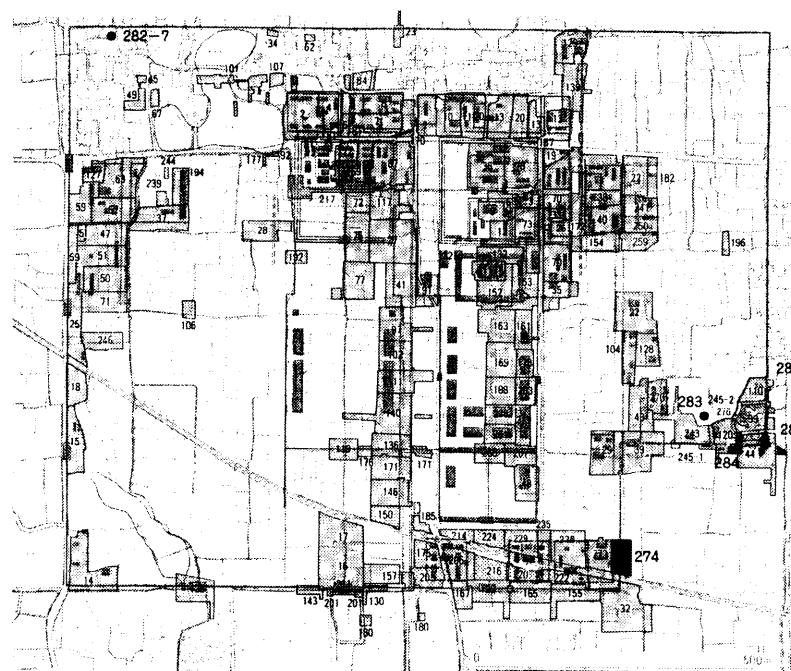
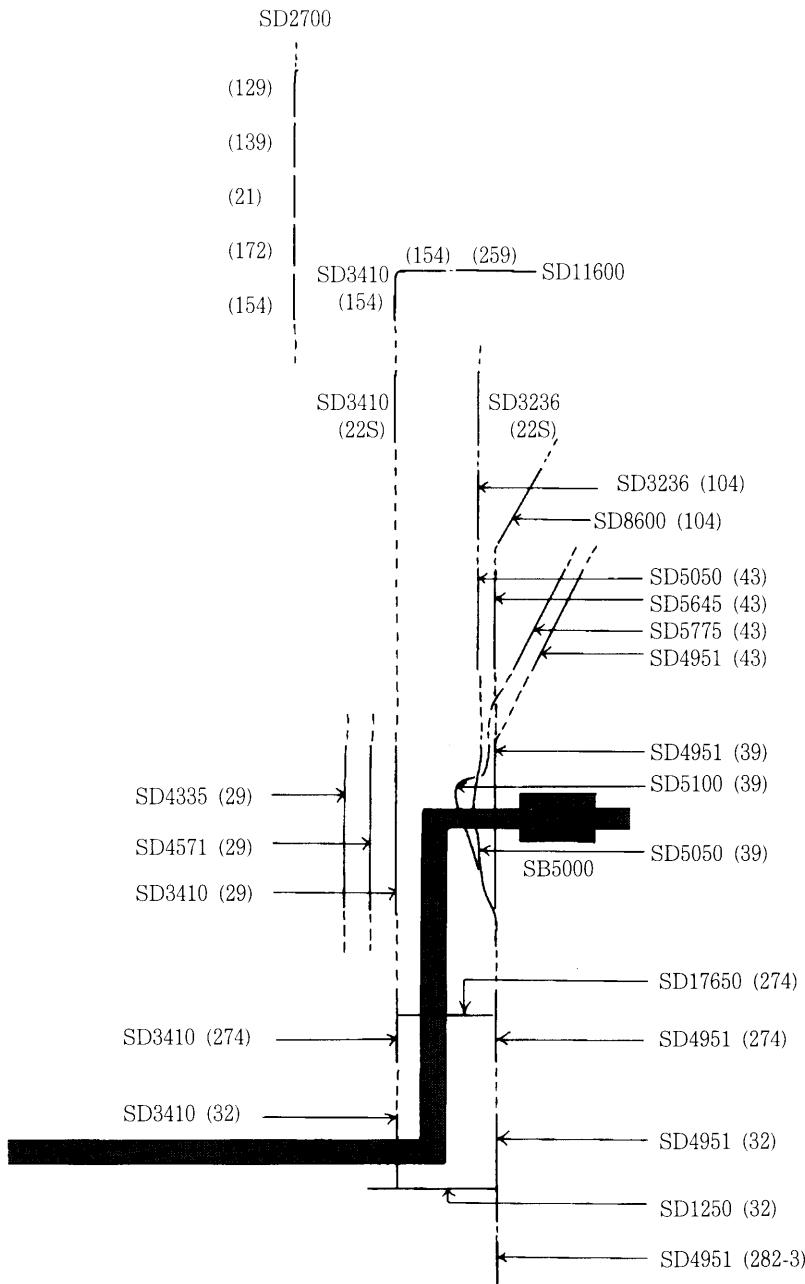


図1 平城宮跡発掘調査位置図



四

図2 平城宮東張出部西辺南北溝（模式図、カッコ内は調査次数）

みえるので、春宮坊本体から廃棄されたと思われる。第二のものは桓武天皇の皇后、藤原乙牟漏の皇后宮職の下部組織である縫御服所、御贋所などの「所」から出された、食糧、食膳具請求文書である。これらも複数の「所」からの文書を含むので、皇后宮職本体またはその食糧担当部局から廃棄されたものであろう。

#### ②第一五四次調査（城一七）

##### 東西溝SD一一六〇〇

第二五九次調査で検出したものの下流に当たり、幅五・八m、深さ一mを測る。木簡は八点出土し、宝亀七年（七七六）の年紀を持つものがある。

##### 南北溝SD三四一〇

宮の南北基幹排水路の一つで、SD一一六〇〇が南折したもの。当初は素掘り溝であったが後に改修し、西岸を玉石積とし、東岸は木杭で護岸している。幅四・五m、深さ一mを測る。堆積層は上下二層に分かれる。木簡は二層から計六七点出土している。年紀を持つものに天平十六年（七四四）の備中國哲多郡の付札があるが、和同開珎、万年通宝、神功開宝の三種も併出しているので、その後も機能したのである。この他、「・大藏□壹度 四月五日 主計/・史生湯坐君万呂」と記したものや、門籍に関わるものなどがある。

#### ③第二三二次調査南区（平一）

##### 南北溝SD三四一〇

第一五四次調査で検出したものの下流に当たる。幅三m、深さ一・

五mを測り、上中下の三層に分かれる。木簡は下層から計六五点出土した。郡郷里制下の調塩付札、丹後国与謝郡宮津郷のイカ付札などがある。

#### ④第二九次調査（平三）

##### 南北溝SD三四一〇

第二三次調査南区で検出したものの下流に当たる。幅三・四m、深さ五〇cmを測り、上下二層に分かれる。木簡は上層から二点、下層から三・三点出土した。未選や仕丁の歴名、白米付札などがある。

##### 南北溝SD四五七一

SD三四一〇のすぐ西約一mの所を南流する。幅三〇・五〇cm、深さ三〇cm。北端でSD三四一〇に合流し、南端では西折する。木簡は七六点出土し、内蔵、主油司、酒司などの鑰袋の取り替えに関するもの、「右大（舍）」、「内舎人」などの記載を持つものがある。

##### 南北溝SD四五三五

SD四五七一の西六〇・七〇cmの所を南流する。幅一m、深さ三〇cm。SD四五七一より一層上層から検出した。木簡は米付札が一  
点出土した。

#### ⑤第二七四次調査（城三四）

##### 南北溝SD三四一〇

第二九次調査検出部分の下流、宮東面大垣の西側に当たる。幅六・〇・七・八m、深さ一・一・一・三mで、堆積は大きく上下二層に分かれる。木簡は奈良時代後半の堆積層である最下層から八三点出

土した。瓜、茄子の進上状とみられるもの、西大寺、元興寺での供養に関わる物品の付札とみられるものなどがある。

#### ⑥第三三次調査（平三）

##### 南北溝SD三四一〇

第二七四次調査区の下流部分に当たるが、この調査区内で宮南面大垣を抜け、宮南面外堀II二条大路北側溝のSD一二五〇を経てSD四九五一に合流しており、堆積土は一連のものとして検討すべきであるので、後述したい。

(二) SD四九五一に合流すると思われるもの

##### ①第三三次調査南区（平二）

##### 南北溝SD三二三六

同調査区で検出した前述のSD三四一〇から東方約一七mにある素掘り溝。三時期に分かれるが、出土遺物からは顯著な時代差はみられない。木簡は三三点出土した。切机や薦に関する文書木簡、天平勝宝二年（七五〇）の年紀を持ち郡里制の表記を用いる若狭国付札、（若狭国遠敷郡）佐分郷の調査付札などがある。

また、この溝の底で検出した柱掘形内からは、縫殿の食口に関する文書木簡、山房解の断片などが出土した。

因みに、付近にある東西柵SA三一七八柱掘形埋土からは縫殿の宿直に関する文書木簡、斜行溝SD三一五四からは女傭に対する食糧支給木簡、土坑SK三一五八からは女傭を含む歴名木簡、南北溝

衣服の種類を列記した帳簿、南北溝SD三一三六からは「東裳」の付札が出土しており、縫殿に関わる木簡の出土が顯著である。但し、この縫殿が天皇の縫殿寮なのか、あるいは中宮、東宮などに属する縫殿のかは検討を要するであろう。

##### ②第一〇四次調査（城一一）

##### 南北溝SD三二三六B・C

第一〇四次調査検出の遺構は大きくA～Fの六時期に分けられるが、そのうちのD期に作られる溝である。C溝は幅二m、深さ六〇cmであり、これを改修したB溝は同幅で深さ五〇cmである。木簡はC溝から一〇一点、B溝からは五四点出土した。C溝では、年紀を持つものとしては、天平神護二年（七六六）の題籤、天平神護二年の「貫民領某」の記載を持つ錢付札、神護景雲年間の讃岐国付札、宝亀五年（七七四）二月の付札、宝亀六年四月の文書木簡などがある。内容をみると造営に関わるものが多く、鉄工、木工、仕丁などに関わるもの、釘の製作、使用に関わるもの、泉からの木材進上状、造勅旨省司に関する削屑などが注目される。B溝では、年紀を持つものとして宝亀五年の上総国調鮑の付札がある。内容的には大進の判の加えられた供御の土師器皿の請求文書、□僧所の請飯文書、春富坊被管の舎人監の解、「謹啓」で始まる文書木簡、小子門の出入に関すると思われる削屑などが注目される。

##### 斜行溝SD八六〇〇

第一〇四次調査区の六期の時期変遷のうち、奈良時代初期に当た

るA期に作られた、北東から南西に流れる幅三m、深さ六〇cmの斜行溝で、両岸にシガラミを施す。なお、南西部では南北方向に折れてSD三三三六と重複している。堆積層は三層からなり、上層から一〇五点、中層から二点の木簡が出土している。また、溝廃絶後の埋土からも一八点出土している。年紀があるものは九点あるが、全て和銅年間であり、付札の地名表記も郡里制下のものである。内容は鍔、鍔の付札、鉄、材木に関するもの、内斎会に関するもの、女性の歴名、縹染□の進上状などがみえる。

### ③第四三次調査（平三）

#### 南北溝SD五六四五・SD五〇五〇

重複する南北溝で、下層がSD五六四五、上層が玉石敷きのSD五〇五〇である。重複関係から考えて、第一〇四次調査検出のSD八六〇〇がSD五六四五に続き、SD三三三六がSD五〇五〇に続くものとみられる。第四三次調査区では、この両溝からは木簡は出土しなかった。

#### 斜行溝SD四九五一・SD五七七五

調査区北部中央から西南端に向けて重複しながら流れる溝。下層がSD四九五一、上層がSD五七七五である。SD四九五一は調査区外でSD五六四五に合流するとみられる。SD五七七五は、SD五六四五が機能していた時期と、SD五〇五〇が機能していた時期の間の、この位置に南北排水路が存在しなかった時期に機能していたと推定される。SD四九五一は幅一m、深さ五〇cmで、養老の年

紀を持つ木簡、郡郷里制下の付札のほか、右京一条四坊戸主国覓忌寸薩比登の牒など、計二三点の木簡が出土した。SD五七七五は、幅一・五m、深さ四〇cmで、三点の木簡が出土したが、内容上顯著なものはみられない。

### ④第三九次調査（平三）

#### SD四九五一・SD五一〇〇・SD五〇五〇

SD四九五一は、調査区西辺を南流する溝で、この調査区内で小子門と推定される門SB五〇〇〇の西を抜けて宮外へ流れ、宮東面外堀＝東一坊大路西側溝となる。

SD五一〇〇とSD五〇五〇はSD四九五一の水流をSB五〇〇〇の基壇付近で西侧に迂回させるために作られた溝で、宮外で再びSD四九五一に合流する。はじめSD五一〇〇が作られ、後に玉石敷きのSD五〇五〇に改修される。

これらの溝と第四三次調査区検出の溝との関係は、両調査区が直接していないので不明であるが、第四三次調査のSD五六四五とSD四九五一が合流したものは第三九次のSD四九五一に連なるとみられ、第四三次のSD五〇五〇は第三九次の同じ玉石敷きのSD五〇五〇につながるとみられる。第四三次検出の斜行溝SD五七七五は第三九次のSD五一〇〇につながる可能性がある。

さて、『平城宮木簡』三解説では、SD四九五一・五一〇〇・五〇五〇を分岐・合流点を境に次のような七つの地区に分けて解説している。

- SD四九五一Ⅰ区 (SD五一〇〇の分岐点より上流)  
 Ⅱ区 (SD五一〇〇の分岐点から合流点まで)  
 Ⅲ区 (SD五一〇〇の合流点より下流)  
 SD五一〇〇IV区 (SD四五五一から分岐した地点からSD五〇五〇が合流する地点まで)  
 V区 (SD五〇五〇と重複する部分)  
 SD五〇五〇VI区 (SD四五五一から分岐した地点からSD五一〇〇に合流する地点まで)  
 VII区 (SD五一〇〇から分岐する地点より下流)

以下、各地区に分けて述べる。  
 SD四五五一は、杭、側板により護岸した溝で、幅は側板間一・三m、掘形は三・〇～三・五mで、深さ九〇cmである。I区からは二点の木簡が出土した。天平元年（七二九）の贊付札、郡里制下

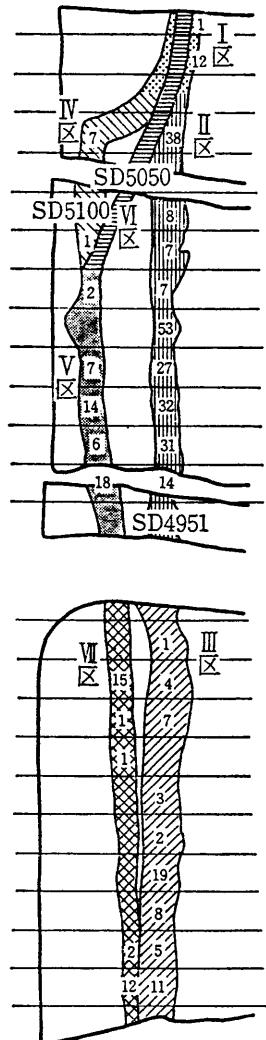


図3 SD4951  
 SD5100  
 SD5050 の  
 位置関係模式図  
 (数字は3m方眼の  
 小地区ごとの木簡  
 出土点数)

の白米付札、建築部材関係の文書あるいは帳簿などがある。II区からは二二七点の木簡が出土した。養老、神龜の年紀を持つもの、郡里制、郡郷里制下の付札、主殿寮に関するもの、主水司に関するものその他、建築部材関係、造宮省関係など造営に関わるもののが顕著である。また、大宝令の可能性のある医疾令文習書木簡が出土した。これは五片に分離しているが、その内の一断片は約三〇〇m離れた第三三次調査で検出したSD四五五一の下流部分で出土した。III区では、六〇点の木簡が出土した。年紀を持つものとして、天平五年のものが最下層から、その他、神護景雲年間と推定されるものが出土した。内容的には「造東内司」や衛府が小子門から物資を搬出する際に使われたと思われる門榜制に関するものが注意される。東内の造宮は神護景雲年間になされたと考えられるため、木簡の年代はこの時期であると推定できる。

SD五一〇〇は両岸を杭、側板により護岸した溝で、幅は側板間一・五m、深さ八〇cmである。IV区からは八点の木簡が出土した。

天平二年の伊豆国調堅魚の付札、天平勝宝九歳（七五七）とみられるものなどがある。V区からは四七点の木簡が出土した。神亀五年（七一八）の若狭国、紀伊国の調塩付札、郡郷里制下の尾張国の塩付札、天平勝宝七年の記載のある習書、天平宝字四年の常陸国養錢付札などがある。

SD五〇五〇VI区は、底に玉石を敷き、両岸を杭、側板で護岸している。幅は側板間一・二m、深さ二〇cmである。木簡は出土しなかった。

VII区は素掘り溝で、幅一・八m、深さ五〇cmである。木簡は三一点出土した。郡・郷の表記を有する美作国中男作物茜の付札がある。

なお、『平城宮木簡』三解説では、小子門と推定されるSB五〇〇の規模を過大に評価したため、SB五〇〇〇とSD四九五一が併存しないと考え、これを前提にSB五〇〇〇の創建をSD四九五一に西流して東一坊大路西側溝であるSD四九五一に合流し、南流する。SD四九五一は幅四・八×一〇m、深さ一・二mの素掘り溝で、木簡は計三八二点出土した。SD三四一〇は幅五・五m、深さ一・二m、SD一二五〇は幅三・〇m、深さ六〇cmであり、木簡は兩溝の合流部分から計二四三点、合流点より上流のSD一二五〇固有の堆積から一点出土した。これら三溝の合流部分の堆積土は一連のものであり、内容上も関連するので、以下、出土木簡については一括して述べる。

### ⑤第二七四次調査（城三四）

南北溝SD四九五一

第三九次調査のSD四九五一の下流で、宮東面外堀II東一坊大路

西側溝に当たる。幅六・二m、深さ〇・八×一・四mで、堆積は上下二層に分かれる。下層は奈良時代後半、上層は平安時代以降にかかる。木簡は三〇九五点（内削屑二六六三点）出土した。年紀を持つものは天平宝字年間が中心である。天平宝字年間の出雲国前分付札二点、天平宝字六年（七六二）とみられる白米付札、天平宝字六年の年紀と「貴民領某」の記載を持つ錢付札、木口に天平宝字六年の記載を持つ文書の軸などのほか、食糧請求文書、瓦、材木に関わる文書あるいは帳簿などの木簡が出土している。

### ⑥第三三次調査（平三）

SD四九五一・SD三四一〇・SD一二五〇

伊国調塙付札、宝亀五年の信濃国衛士養布付札、宝亀六年の衛府關係文書があり、宝亀年間を中心とする。この他、郡里制表記の付札、前述の養老・神龜年間のものとみられる医疾令文習書断片など古いものも混入している。内容をみると、春宮坊に関する木簡が多い。

被管の主醫署の舍人宿直報告、食糧（？）請求文書、主工署関係の米支給帳簿、「東宮」、「宿侍四十人春」の記載のある食糧請求・支給文書、造営に伴うと思われる材木進上・請求に関わる文書などがある。

#### ⑦第二八二—三次調査（城二四）

南北溝SD四九五一

左京三条一坊十四坪の東辺中央部に当たる位置における東一坊大路西側溝で、第三三次調査検出のものの下流に当たる。上下二層に分かれ、木簡は主として下層から計一三九点出土した。春宮坊被管の主藏監の宿直報告木簡があるが、年代は明らかでなく、上流出土の春宮坊関係木簡との関係は判然としない。

(三) この他上流に当たると推定できるもの

南北溝SD二七〇〇

これは宮内基幹排水路の一つで、内裏の東を南流する。上流から

第一二九次（城一五）、第一三九次（城一六）、第二二次（平二）、第一七二次（城一九）、第一五四次（城一七）の各調査で検出しており、木簡をはじめ膨大な量の遺物が出土した。下流の延長部分は調査されておらず、本稿で問題としている東張出部西辺南北溝につ

ながるか否かは明らかではないが、宮南辺部東半にある奈良時代後半の兵部省・式部省・神祇官推定地部分は隙間なく調査しているにもかかわらず（第二一四・一二四・一二九・一三五・一三六・二七三・二七四次の各調査）SD二七〇〇の延長部を検出していないことからすれば、どこかで東折してSD三四一〇に合流している可能性がある。出土した木簡は数が膨大で、紙数に余裕がないため、内容的に関係しそうなものだけを抽出して述べることにする。

#### ①第一二九次調査（城一五）

女嬬関係の文書木簡、「大宅内命婦□〔宣カ〕」の記載を持つものなどが出土している。

#### ②第一三九次調査（城一六）

大膳職、皇太宮（ママ）関係の文書木簡、仲御園からの進上状、典薬寮に関するものなどがある。

#### ③第二二次調査（平二）

宮内省宛かとみられる民部省召文、采女司に関わるもの、木工寮解、堅子所の奴婢の帳簿、「宮内省」「水司」「典膳」などの記載を持つもの、などが出土している。

#### ④第一七二次調査（城一九）

内舎人、博士、廄、校生などへの給米に関わるもの、食糧請求文書、鍛冶司の召文、貴、席に関する文書、「録主水司大膳」の記載を持つもの、造東院所や造五丈殿所が造営資材を請求した文書、裏面に「中務」とかかれた式部省の召文、「貴民領某」の記載を持つ

錢付札、「縫殿寮宮人」「浅緑絶」「内膳司」「春宮防食」の記載を持つものなどが出土した。

#### ⑤第一五四次調査（城一七）

留守内豎の歴名、宿直の歴名、泉内親王宮の出物に関する文書、坂合部女王の資人に関わるもの、廐丁の進上に関する文書、大炊寮または内膳司に関わるとみられる木簡、薪の返抄、火を請求する主殿寮解、正倉から下給された円座に関わる木簡、薪の返抄、錢を請求する解、中宮職解、図書寮解、縫殿寮解、侍従や縫殿寮助などの名のみえる木簡、少監物などの名のみえる木簡、「高摺衣」の記載を持つ木簡、大膳職解、中衛府宛左兵衛府移、「民部収納近江大豆出帳」の題籤軸などが出土した。

以上、SD二七〇〇出土木簡を通して、女官関係、宮内省、中務省関係、特に縫殿寮や衣服に関わるものが多い。かつて、第一次調査の知見において、宮内省関係の木簡が多いことをもって、付近の官衙を推定する根拠とした。しかし、以後の調査の知見からすると中務省関係のものもこれに劣らず多いのがわかる。内裏に近いという位置的特徴を反映して、もっと一般的に天皇の家産制的機構に関わるものが多いとみるべきであろう。

#### （四）小結

以上述べた平城宮東張出部西辺南北溝出土木簡の内容をまとめておく。なお、荷札や造営に関わるものは一般的に出土しており、さしあたり除外する。

奈良時代前半については、浚渫により堆積層が残るものは少なく、女性の歴名、縲染口の進上状などを出した第一〇四次のSD八六〇〇、第四三次のSD四九五一、主殿寮、主水司関係の木簡を出した第三九次のSD四九五一II区などがある。

このような状況を見ると、今回取り上げたSD一七六五〇出土木簡は、奈良時代前半に限定できる、この地区では数少ない、まとまった資料群であると評価することができる。内容的には大倭国の大倭國の進稻に關わる木簡が宮内省関係の可能性があり、「中務省解」の削屑は宛先の太政官で削られた可能性と、習書、下書きなどとして中務省で生まれ、そこで廃棄された可能性があるが、恐らく後者であろう。SD二七〇〇でみられたのと同じく、中務省、宮内省関係の木簡が出土したことは特筆される。

奈良時代後半については、最も顕著なことは春宮坊被管官司の解など、特に宿直報告文書がまとまって出土していることである。該当皇太子の候補としては、他部、山部、早良の各親王の可能性があるが、最上流部の第二五九次調査出土のものについては山部親王の可能性が高い。

それとならんで、同調査では藤原乙牟漏の皇后宮職の食糧請求木簡が集中して出土しており、下流出土の同種のものの中にも、当然出所を同じくするものが含まれよう。

次いで、第二三次調査南区から出土した縫殿関係の木簡が注意される。これはSD二七〇〇でも顯著にみられた中務省被管の縫殿寮

である可能性はもちろんあるが、「坤宮官縫殿」の存在も知られ（後掲）、現に今回取り上げたものの中でも藤原乙牟漏の皇后宮職の下部組織として「縫御服所」がみえるので、キサキの宮の下部組織である可能性もある。また、長屋王家の家政機関の中にも「縫殿」があつたことが知られるので、皇子宮一般、さらには東宮の中に「縫殿」があつても不思議ではない。

この他、個別的には、小子門の脇を流れるという位置を反映して、門榜制に関わるものがみえることが特徴的である。また、「貴民領某」の記載を有し、ほぼ同じ形態を持つ銭付札がSD-1700も含めて三点出土していることが注意される。因みに他の出土例は今のところ確認できない。

## 二 内藏寮の進上木簡の内容と様式

前章までの検討を踏まえた上で、この木簡の内容を考えてみたい。

まず、訛文を再掲しておこう。

『令義解』倉庫令逸文五、倉藏給用条  
倉藏給用。皆承太政官符。其供奉所須。〔謂。内藏年料。供御之物。即不関諸司出納。本司依宣供奉也。〕及要速須給〔謂。事有急速。不<sub>レ</sub>合出勅旨者。中務先移諸司是也。〕

并諸国依式合給用。(義解略)先用後申(以下略)。

『令義解』公式令七一、諸司受勅条

凡諸司受勅。不<sub>レ</sub>經中務逕來。及宣口勅者。(義解略)不得<sub>レ</sub>承用。若奉口勅索<sub>レ</sub>物者。不得<sub>レ</sub>經中務。所司承勅即進。〔謂。有物之司面奉口勅奉進也。〕仍附状奏。(義解略)  
また、後者の「承勅即進」の部分に付された『令集解』所引古記及び一曰説では、

内藏出絶十四匹 上総布十端 糸卅約  
〔段カ〕  
凡布十端 布四十□ 右依内侍牒進  
長202mm 幅32mm 厚1mm 011型式

冒頭の「内藏」は内藏寮もしくはそのクラであるとみて間違いはなかろう。内藏寮が女官の内侍の牒により絶十四匹以下の織維製品を出藏したことを記したものである。文頭では出藏したことしか記さないが、「依内侍牒進」とあることから、いざこかへ進上したことが想定できよう。進上先は明記されない。これについては後に考えることとする。また、文面上奉勅の文言はないが、内侍の指示があつた背後には天皇の意志が働いていたとみるのが自然であろう。さて、この木簡は出給手続の面からみて、どのような意義を持つであろうか。令制下、中央保管官司における出給手続については、かつて検討したことがある。<sup>(4)</sup>これに関する令の規定には次のようないものがある。<sup>(5)</sup>

古記云。問。若奉口勅索レ物者。不得經中務。未知。不須經中務者。其事之類。答。勅内藏寮。絹一疋二疋。大膳職脯二籠三籠訴貢之事等也。一曰。凡奉勅用内藏物者。仍為別勅。惣中務施行日。別申送太政官。年終主計勘勾。知欠乘。(以下略。)

とある。以上のようなことから、令制の規定の上で、一般的の保管官司では、出給命令が中務省、太政官を通じて出されなければ物品を出藏できなかったのに対し、内藏寮をはじめとする天皇の家産制的機構では「奉口勅索物」という形で天皇の口勅を直接奉って出給できることになっていたことがわかる。なお、本来は天皇が物を求める際の規定であるが、これが別勅による賜物という形で臣下などに与えられたことがあるということも別稿で指摘した通りである。

ところで、実際には天皇と内藏寮との間の意思伝達を女官が媒介していたことが想定される。時代は降るが、延喜式制では天皇及び中宮の御服料、臣下への雜給料について、内藏寮から縫殿寮に充て縫製することになっていたが、その際、「毎季隨内侍宣」、出充縫殿寮」(『延喜式』内藏寮)とあって、内侍宣により出給することになっていた。

奈良時代では、内藏寮の場合ではないが、東大寺に献納された薬品を中心とする宝物を、命婦や采女の宣によって出藏している例がいわゆる北倉文書などにみえ<sup>(6)</sup>、これも「奉口勅索物」の実例とみられる。しかし、これまで内藏寮などのような令制官司の「奉口勅

索物」の例は、奈良時代においては検出できなかつた。今回出土したこの木簡は、奉勅の文言は明記されないものの、中務省、太政官を媒介とせず、女官から直接内藏寮に出給命令が伝達されたことを示す確かな例として位置づけることができよう。

内侍の牒は、内藏寮充てのものではないが、正倉院文書正集四(『大日本古文書』(編年文書)二一四・八頁)に次の二点がある。

内侍司 碑主薪所

「治」

「受海大養豐鳴」

薪壹拾束

右物進、奉 勅如件、故牒

天平八年七月廿九日別君千万

從五位上大宅朝臣諸姉

從八位上志我采女櫻本連若子

内侍司 碑主薪所

「直」足人」

「治」

薪參拾弐束

右充主殿寮奉 勅如件、故牒

天平八年八月廿六日錦部連川内

從五位上典侍大宅朝臣諸姉

從八位上栗太采女小櫻山君広虫

(それぞれ「内侍之印」五顆ずつあり。追記・合点等省略)

紙背は天平九年～一〇年の写経所受物帳に再利用されている。これは内侍司が恐らく皇后宮職の下部組織である主薪所に対し、勅を受けて薪の進上（後者は主殿寮に充てる）を指示したものである。

今回検討した内藏寮の進上状についても、前段階としてこのような文書が出された可能性がある。但し、この木簡において、内藏寮に出給を命じた「内侍牒」が、果たして実際に文字として記された文書であったのか、あるいは口頭のものであったのかは問題であろう。この一点の文書のみでは判断すべくもないでの、今後類例が出たときの検討課題としておきたい。

さて、いささか順序が前後するが、本木簡の様式を考えてみたい。本稿ではこれまで「進上木簡」と称してきたが、文書様式を見ると、「出」とだけあって、文書自体の移動を示す文言がない。同様の様式のものを探すと、「・坤宮官縫殿出米參斗 右薪買／・遣如件 五月廿八日舍人池後小東人」（平城宮第八〇次調査出土、城九、左京一条二坊十坪西北隅、二坊坊間大路東側溝か）があつて、これは進上状というより出納の事実を記し、それを何処かに報告したものとみた方がよい。当該木簡も同様に出藏の事実だけを記録しているので、二次的に報告に用いられた可能性もある。

そこで、次節で本木簡の機能を考えることとするが、進上状、出藏報告の両方の可能性を留保しつつ、論を進めていきたい。

#### 四 進上木簡の機能 I

本木簡がもし進上状として機能したのであれば、物資の進上先と木簡の宛先は同一とみるのが自然である。つまり、物資を受け取る相手方に物資とともにもらされ、品目、数量などを宛先に対しても明らかにする機能を果たす。

そこで、こうした機能を押さえた上で、物資の進上先を考えてみたい。なお、木簡の文中では「進」とあるが、これは進上先が内藏寮にとって上位であれば差し支えなく、必ずしも天皇やこれに準ずるものに限定する必要はないだろう。

この場合、前章で概観した、当該の内藏寮進上木簡が出土したS D一七六五〇につながると思われる溝及びその延長から出土した木簡の内容を踏まえて検討を加えなければならない。とは言え、溝出土の遺物であり、先述の通り多様な内容を含む木簡群の一部ということになるため、考へ得る複数の可能性を列挙するということにならざるを得ない。

##### (一) 内藏寮から縫殿寮に対して出給された可能性

内藏寮の本来の奉仕先は天皇であり、天皇の必要上、また、天皇からの下賜用に布類を縫殿寮に充てて縫製させた可能性は当然考えられよう。<sup>(1)</sup> 先に述べたように『延喜式』でも、天皇の御服料について、内侍宣により内藏寮から縫殿寮に充てて出給し、縫製すること

になつていた。

#### (二) 中宮等へ充てられた可能性

『延喜式』内藏寮式では、天皇の御服料とともに中宮御服料についても内侍宣により縫殿寮に充てることになつていて。一方で、藤原光明子の坤宮官の下部組織に「縫殿」が、藤原乙牟漏の皇后宮職に「縫御服所」が存在したことが確認できるから、内藏寮から縫殿寮を通さず直接これらの機関に充てて出給された可能性もある。

当該木簡に関していえば、もし中宮充てだったならば、推定される木簡の年代からすると、藤原宮子の中宮職、もしくは藤原光明子の皇后宮職に当たる可能性がある。

#### (三) 春宮坊に充てた可能性

中宮職に準ずるものとして春宮坊も想定できよう。春宮坊の被管官司に主藏監があり、衣服の縫製に当たっていたから、主藏監に内藏寮から布類が充てられた可能性もある。『延喜式』にはこのことを示す形跡はないが、延喜式制以前に主藏監が廃止されていることと関係するかもしれない。平城宮東張出部西辺の南北溝では奈良時代後半の春宮坊関係の木簡が顕著に出土しており、当時の春宮坊の所在地はこれらの溝の周辺もしくは上流に想定できる。しかし、当該の内藏寮の進上木簡とは年代が合わない。敢えて比定するならば、後の聖武天皇である首皇子の春宮坊となるが、この所在地も東張出部付近にあった可能性はある。

#### (四) 中務省、宮内省被官の手工業官司へ充てた可能性

内藏寮の進上木簡(古尾谷)

天皇の家産制的手工業官司で用いる材料もしくは道具として、内藏寮にある布類が出給された可能性がある。事実、東大寺正倉院に献納された屏風の下貼りに用いられた反古紙、交易布は内藏寮から内匠寮に供給されたと推定できる。今回取り上げた木簡出土溝の上流域、特にSD二七〇〇では、中務省、宮内省被官官司に関わる木簡が多く出土しているので、当該木簡の宛先もこれらの官司の内の一つであつた可能性もある。

#### (五) 臣下等への別勅賜物に伴う可能性

先述のように、内藏寮からは臣下へ賜うための物品も内侍宣により出給された。当該進上状もこの別勅賜物に伴うものである可能性もある。そうだとすれば、例えば長屋王家の家政機関の中にも「縫殿」があることが知られており、この木簡にみえる布類は皇親・臣下の家政機関の同様の部局に充てられて縫製されたのかもしれない。

## 五 進上木簡の機能Ⅱ

通常の進上木簡であれば、先に推定したような宛先まで物品とともに移動し、そこで廃棄されるのが普通である。この内藏寮の進上状も、平城宮内にある縫殿寮、あるいは中宮、東宮の家政機関などに充てられたものであれば、上流にあるこうした官司で廃棄されて、水流とともに出土地点まで移動したと考えるのが自然である。

しかし、別勅賜物などとして宮外に持ち出されたものであるとす

ると、別の機能も考える必要があろう。一般に宮から物資を外に搬出する際には、その管理を厳正に行うために門榜の制が適用される。門榜制については今泉隆雄氏の研究があるので<sup>(8)</sup>、まずはこれ依拠して概観しておきたい。

門榜制は、『養老令』宮衛令一八儀仗軍器条に、

凡儀仗軍器。十事以上。出入諸門者。皆責榜。門司奏聞。  
勘聽出入。其宿衛人常服用者。不拘此限。

同令二五諸門出物条に、

凡諸門出物。無榜者。一事以上。並不得出。其榜。中務省付衛府。門司勘校。有欠乘者。隨事推駁。別勅賜物。不在此限。

と規定されているものである。宮城諸門を通る物資について、前者は兵器の出入を、後者は物資一般の搬出を規制するものである。これについて、今泉氏は出土した門榜制に関わる木簡も視野に入れて、次のように整理する。

まず、物資の運搬に当たる官司がこれを中務省に申請する。次いで中務省が門榜を衛府に発給し、これは該当する門の門司に付される。これとは別に、物資運搬の官司は物品名、数量、通過する門号を記した木簡を作成し、物資とともに携行して門司に充てる。門司は門榜と木簡と現物とを照合した上で通過を許可する。本稿で先に述べた小字門の南で出土した門榜制に関する木簡は、今泉氏の述べるところの、物資運搬の官司が物資とともに門司にもたらす木簡に

当たる。

今泉氏はこのようにまとめた上で、横田拓実氏<sup>(9)</sup>や岸俊男氏<sup>(10)</sup>が文書木簡一般が門榜制に關係して門の通行証として用いられたと考えたことを批判した。

今泉氏の研究はそれまで曖昧に考えられてきた門榜制と實際に出土した門の通行に關わる木簡との關係を明快に整理したもので、違うべき見解であると考えられる。

但し、宮衛令二五諸門出物条によれば、別勅賜物の搬出は門榜制の適用外なのであった。しかし、門からの搬出を許可する門司にとってみれば、その物資が門榜制適用外の別勅賜物であるかどうかを何らかの形で判断しなければならないはずである。そもそも、別勅賜物であると偽って門を通過することが可能であれば、門榜制そのものが機能しないことになろう。この場合、門榜制に代わって通行証の役目を果たすのは、別勅賜物であることを示す送り状になるのではないかだろうか。

本稿で取り上げた内蔵寮の進上木簡は、「別勅」であるとの明示はないものの、内侍の牒による出給であることが記され、事實上その背後に勅があることは自明であったのであろう。木簡の出土土地点が小字門より下流であること、何よりも付近から門榜制に関わる木簡が出土していることなどを考え合わせると、この木簡は別勅に基づく出藏に伴うもので、宮外に搬出される際に門榜制に代わって通行証として機能した可能性がある。さらに言えば、先に、この木簡に

が進上状ではなく出感報告である可能性を指摘したが、そうだとすれば門司に対してその門を通過する当該物資が正しく内蔵寮からの別勅賜物によるものであることを報告するために機能したことになる。その後、この木簡も、他の門榜制に関わる木簡と同じように、門を出たところで不要となつて廃棄されたと解されるのである。

### まとめ

以上、推測に推測を重ねた議論となつたが、述べてきたことをまとめておきたい。

(一) 平城宮第二七四次調査においてSD一七六五〇から出土した内蔵寮の進上木簡は、奈良時代前半における、内蔵寮が果たした「奉口勅索物」の初めて見つかった実例として注目すべき資料である。

(二) SD一七六五〇に関連する平城宮東張出部西辺の南北溝から出土した木簡群の内容を考え合わせると、この木簡にみえる物資の進上先は、中務省被管の縫殿寮、中宮職の縫殿、春宮坊の主藏監などの他、中務省、宮内省被管の手工業官司、別勅により賜物された臣下など、多様な可能性が考えられる。

(三) 進上先が宮外であった場合は、門榜制に依らない別勅賜物として、小子門から搬出する際の通行証として機能した可能性もある。進上木簡一般が宮の門の通行証の機能を果たしたのではないという

ことは今泉隆雄氏の指摘するとおりであるが、別勅賜物のような特殊な個々の事例については、物資の動き、その背後にある言葉の動きも踏まえながら、進上木簡の二次的な機能（もしくは進上状にあらざる出感報告木簡の機能）を考える必要がある。

結局多様な可能性を提示するのにどまることになつたが、堆積と浚渫を繰り返す大規模な排水溝の遺物を考える際には、その性格を一つには限定できないということを認識すべきであろう。

ところで、本稿で述べたように、平城宮東張出部西辺では、一定の調査の蓄積がなされ、出土木簡についても内容が多様であるとは言いながらも春宮坊関係、皇后宮職関係、天皇の家産制機構関係など、まとまりを見せてている。時期的には奈良時代後半の木簡が中心であるが、今回取り上げたSD一七六五〇などは奈良時代前半にかかり、内容的にも中務省、宮内省関係など天皇の家産制機構に関わるもののが含まれており、奈良時代を通じて共通する性格も窺える。これに対して、東張出部そのものについては、東南隅の庭園部分の他は第二九二次調査で内裏などに匹敵する大型の総柱掘立柱建物群を検出した以外、中心部分の様相は未だ明らかではない。この地区のあり方を解明することが、本稿で取り上げた木簡群全体の性格を考えるための手がかりになるものと思われる。

## 註

掲載許可を下さった奈良国立文化財研究所に感謝の意を表したい。

- (1) 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』三四、一九九八年。以下、同概報は「城三四」の如く略記する。同様に、奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』一～五は「平一～五」の如く略記する。
- (2) 『奈良国立文化財研究所年報』一九九八～III、一九九八年
- (3) 小澤毅「平城宮小子門の再検討」(『奈良国立文化財研究所年報』一九九四)、一九九四年)
- (4) 拙稿「古代の内蔵寮について」(『史學雑誌』一〇〇～一一、一九九一年)
- (5) 律令条文番号は岩波書店日本思想大系『律令』による。また、引用史料中、細字双行部分は「〔 〕」内に入れて表記する。
- (6) 拙稿「東大寺正倉院勅封藏の出納体制」(『正倉院文書研究』五、一九九七年)
- (7) 山下信一郎「平城宮跡」(『木簡研究』二〇、一九九八年)
- (8) 今泉隆雄「門榜制・門籍制と木簡」(『古代木簡の研究』一九九八年、吉川弘文館)
- (9) 横田拓実「文書様木簡の諸問題」(奈良国立文化財研究所『研究論集』IV、一九七八年)
- (10) 岸俊男「木簡研究の課題」(『宮都と木簡』一九七七年、初発表一九七六年)
- (11) 『奈良国立文化財研究所年報』一九九九～III、一九九九年

## (付記)

掲載した写真は奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』三四(一九九八年)から、図1は『奈良国立文化財研究所年報』一九九八～III(一九九八年)から、図3は奈良国立文化財研究所『平城宮木簡』三(一九八〇年)から転載した(いずれも奈良国立文化財研究所許可済)。